

平成 27 年 2 月 17 日 13 時 46 分頃の岩手県沖の地震に伴う  
大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成 27 年 2 月 17 日 13 時 46 分頃の岩手県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 27 年 2 月 17 日 13 時 46 分頃の岩手県沖の地震により、青森県で震度 5 強を観測しました。

この地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、青森県のうち震度 5 強以上を観測した市町村については、当分の間、青森地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

対象県：青森県

暫定基準：通常基準の 8 割 暫定基準を設ける市町村：階上町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

< 本件に関する問い合わせ先 >

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341(内線 3125)